

家庭教師のアルファ・個別教室のアルファに関する契約書面

特定商取引に関する法律第 42 条第 2 項および省令の規定に基づき、下記内容について説明します。この内容は重要なので充分読み、理解して下さい。

1. 役務提供及び関連商品販売事業者
家庭教師のアルファ・個別教室のアルファ(株式会社アルファコーポレーション)
2. 役務提供及び関連商品販売事業者住所・電話番号
東京都渋谷区神宮前 6 丁目 18 番 8 号 ニュー關口ビル 6F
TEL: 03-5778-3342
3. 役務提供及び関連商品販売事業者代表者氏名
代表取締役 吉田 俊泰
4. 提供される役務の内容
①家庭教師の紹介・派遣(オンライン含む)及びそれに付随する内容
②個別教室のアルファでの学習指導
5. 関連商品名(テキスト)
商品名・種類・数量は別紙「料金表」「お支払いのご案内」をご覧ください。
6. 役務提供期間及び役務の対価・支払わなければならない金銭の合計額
本契約の期間は、本書面の締結日より基本 1 年間とします。

年 月 日～	年 月 日(全 回 時間)	
指導料金:	円 × 回 =	円(税抜)
指導料金:	円 × 回 =	円(税抜)
管理費:	円 × ヶ月 =	円(税抜)
管理費:	円 × ヶ月 =	円(税抜)
テキスト :	()	円(税抜)
テキスト :	()	円(税抜)
その他 :	()	円(税抜)
その他 :	()	円(税抜)
消費税 :	円	
合計 :	円(税込)	

但し指導曜日の変更により総回数・総時間・総金額が変更となる場合があります。別紙「料金表」及び「お支払いのご案内」もご覧ください。契約の期限を超過し、役務残がある場合は、協議の上で契約期間の延長ができるものとします。また、契約満了日1ヶ月前までに解約の申し出が無い場合には、受検年の3月末まで本契約は自動延長するものとします。

7. 支払方法・支払時期
月謝払い又は現金一括払いの方法によります。振込の場合の手数料は会員様のご負担とします。また、前受金の保全処置は講じておりません。
●月謝払いの場合
原則口座振替での支払いとします。口座振替依頼書は申込時に記入又は申込後 3 日以内に郵送下さい。月謝は毎月 27 日(銀行休業日の場合は翌営業日)までに翌月分を支払い頂きます。初回納入費用は申込後 3 日以内(銀行休業日の場合は翌営業日)に支払うものとします。月謝は請求月の指導曜日の回数によって毎月変動します。また、口座振替開始までの間は当社指定口座へのお振込、もしくはコンビニ払込票での支払いとします。コンビニ払込票での支払いの場合、発行手数料がかかる場合があります。
●現金一括払いの場合
当社規定により割引を受ける事ができます。費用は申込後 3 日以内(銀行休業日の場合は翌営業日)に支払うものとします。中途解約により派遣が中止された場合、未派遣分の指導料金等は発生しません。よって差額は返金されます。
8. 交通費
家庭教師派遣における家庭教師交通費は公共交通機関料金で算出致します。詳しくは別紙の交通費規定を参照下さい。又、個別教室のアルファでの教室指導、オンライン指導では家庭教師交通費は発生しません。各教室までの交通費は会員様のご負担となります。
9. コース変更
受講コースはいつでも変更する事ができます。コース追加による変更の場合変更後も指導月数に関わらず変更前と同様の割引が適用されます。
10. 指導のキャンセル
当日に連絡を頂いたキャンセル分は原則として振替指導を行うことができます。(例外もございますので、教務部にお問い合わせ下さい。)振替指導は通常指導時とは別の講師が担当させて頂く場合があります。
11. 指導の停止
会員様が月謝を 2 ヶ月間滞納した場合、当社は家庭教師の派遣及び教室指導を停止できるものとします。
12. 確認事項
通学中・指導中の事故及び疾病、教室内外での金品の盗難や破損について当社では責任を負いかねます。また、教室内の備品等に破損・損害を与えた場合はその損害を請求する場合があります。
13. 役務の対価・支払わなければならない金銭の合計額
別紙「お支払いのご案内」をご覧ください。

14. クーリングオフについて

- イ. 契約書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける者は、書面により特定継続的役務提供契約の解除を行うことができます。
- ロ. イに記載した事項にかかわらず特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は

役務提供事業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当該役務提供事業者が交付した法第四十八条第一項のクーリングオフできる旨を記載した書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける者は、書面により当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができます。

- ハ. イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける者が、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ニ. イ又はロの契約の解除があった場合には、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- ホ. イ又はロの契約の解除があった場合には、既に当該特定継続的役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、当該特定継続的役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができません。
- ハ. イ又はロの契約の解除があった場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、特定継続的役務の提供を受ける者は、当該関連商品販売契約についても解除を行うことができます。
- ト. トの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- チ. トの契約の解除があった場合には、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- リ. トの契約の解除があった場合において、当該関連商品販売契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は関連商品の販売を行った者の負担とします。

15. クーリングオフ期間経過後の中途解約について

- イ. 契約書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、特定継続的役務の提供を受ける者は、将来に向かって特定継続的役務提供契約の解除を行うことができます。
 - ロ. イの契約解除があった場合には役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、提供された役務の対価及び当該解除によって通常生ずる損害の額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える金銭の支払いを請求することができません。具体的な上限額は以下の通りです。
 - ① 家庭教師の紹介・派遣(オンライン含む)及びそれに付随する内容
初回指導前…2 万円
初回指導後…1 ヶ月分の月謝相当額又は 5 万円のいずれか低い金額(※)並びに過去の未払い分の月謝及び交通費
 - ② 個別教室のアルファでの学習指導
初回指導前…1 万 1000 円
初回指導後…1 ヶ月分の月謝相当額又は 2 万円のいずれか低い金額(※)並びに過去の未払い分の月謝
- (※) 退会希望月の前月末日までに解約の予告を頂き、退会希望月の当月末日にて解約される場合は当該解約料は頂きません。
- ハ. イの契約の解除があった場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、特定継続的役務の提供を受ける者は、当該関連商品販売契約についても解除を行うことができます。
 - ニ. ハの契約の解除があった場合には、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額)、関連商品の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。関連商品の精算方法は、関連商品を返還しない場合は関連商品の販売価格に相当する額、関連商品を返還する場合は関連商品の販売価格に相当する額から、その関連商品の返還されたときにおける価格を引いた額をお支払い頂くものとします。役務提供期間終了後の商品は解約対象外とします。

16. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続について

ローン契約やクレジット契約はありませんので該当しません。

契約締結年月日: 年 月 日

契約者氏名: 印

契約担当者氏名: